

平成30年6月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

平成30年6月総会

萩市農業委員会総会議事録

6月19日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第31号 別段面積の設定について

議案第32号 農業振興地域設備計画の変更に係る意見書交付について

議案第33号 現状確認書の交付について

○出席委員(17名)

1番 佐伯泰資	2番 吉村剛
欠席 中村博和	4番 矢次利典
5番 長富繁美	6番 藤田芳昭
7番 烏田茂夫	欠席 鈴川肇
9番 田村廣	10番 原田知美
11番 小野村壽美夫	12番 吉村榮子
13番 守永正範	14番 原川久美子
15番 品川民雄	16番 岡崎弘明
17番 松田由美子	18番 尾木武夫
19番 片岡兼雄	

○議事録署名委員

4番 矢次利典

14番 原川久美子

○議 事

事務局長 只今から、平成30年6月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、4番 矢次委員、14番 原川委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題に供します。事務局から第1項の説明をお願いします

事務局 議案第28号第1項についてご説明いたします。

申請地は、萩市字●●●番、登記・現況地目ともに田、面積366㎡ほか1筆、合計881㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は2,757㎡で内容は田です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが高齢で自ら耕作ができず、譲受人の●●●さんも現在休耕地となっている当該農地を取得し営農を行うため、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢63歳で、今所有されている農地の地目が田となっておりますが、畑として利用され、約2反7畝の農業経営に従事されております。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については6月6日、●●●地区の●●●委員さんと事務局で確認しました。申請地は●●●から南西に約1kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、現在申請地は休耕となっておりますが、草刈り等の保全管理はされています。許可後は、一度起こした後、柑橘を作付けされる予定です。

農機具は現在、草刈り機は所有されていますが、トラクター等は所有されていません。許可後は知り合いの方に耕起してもらい、その後の管理は申請者本人でされます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

1 番 事務局の説明のとおり、6月6日午後、現地確認に、推進員を含

めて行っております。毎年の農地パトロールで、現場については田であります。いつもは草が生えている状況ですが、当日は草も刈られて、隣接の自己所有の田と同じく、一応管理されている状態で、何を植えられるのかと聞いたところ、柑橘を植栽するということで、責任をもって管理しますという返答を頂いておりますので、間違いはないということですのでよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 議案第28号第2項についてご説明いたします。

申請地は、萩市大字●●●番、登記・現況地目ともに田、面積549㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は20,378.87㎡で内容は、田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが高齢で自ら耕作することが困難となり、譲受人の●●●さんが隣接の農地を所有されていることから、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●歳。兼業農家で田と畑あわせて約2町の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数はご本人さん120日、お父さん、お母さんがそれぞれ120日となっ

ております。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については6月4日、●●●地域の●●●委員さんと●●●委員さん事務局とで確認しました。申請地は●●●地区で●●●から南に約6kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、当該農地についてはこれまでも田として利用されており、取得後も水稻を作付けされる予定です。

農機具の保有状況は、トラクター1台、田植機1台、草刈機3台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

1 3 番 この物件につきましては、6月4日に事務局3名、●●●委員、●●●推進委員、私とで、現地確認を行いました。内容につきましては、事務局の説明されたとおりでありますけど、●●●さんは、10年前に病気で倒れられまして体の不調と、現在は、だいぶ高齢になられまして、農作業が出来なくなり、水稻は15年前頃から耕作されていません。体が治ったとしても高齢で、たぶん無理だろうと思われまます。今回、この●●●さんの田の物件ですけど、1件だけポツンと離れてあり、どうしようもないということで、隣接所有者の●●●さんに買ってほしいということでお願いしたところ、いいよと言う事で話が進んだそうです。中山間地域は高齢者が耕作す

るには難しく、この●●●集落というところは、●●●地区でも一番荒廃が進んでいる地区であります。●●●さんにつきましては、●●歳という若さですので、親父さんと共に今から農業をやっていかれると思います。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 関連がありますので、第3項から第29項の説明をお願いします。

事務局 議案第28号、第3項から第29項についてご説明いたします。

申請地は、萩市大字●●●番地、登記・現況地目ともに田、面積3,020㎡ほか246筆、合計393,864㎡です。譲受人は●●●番地の●●●さんで、耕作面積は65,505㎡で内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さん外26名です。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さん外26名の多くの方が●●●以外の市内外に居住されており、農業後継者もいらっしやらない状況です。譲受人の●●●さんは、農地所有適格化法人として●●●市、●●●市、●●●市においてオリーブ等の栽培をされており、今回、●●●周辺の農地、休耕地を取得し、新規オリーブ栽培事業を計画され、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、●●●市に本社があり、●●●市、●●●市、●●●市において、田と畑あわせて65,505㎡の農業経営をされております。なお、オリーブ栽培がされている兵庫県淡路市の農地について、6月7日、8日に会長、●●●委員、●●●委員、●●●事務局長が現地に行き、確認をしております。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に今回申請のあった場所ですが、●●●から南東約6kmにある●●●地域です。申請のあった詳細の筆については、両サイドにあります地図の緑で着色した箇所となります。6月11日に会長、●●●地域の●●●委員、●●●委員及び各地区代表の農業委員、そして、●●●地域の推進委員、事務局とで現地確認及び●●●の●●●氏より事業計画について説明を受けております。

営農計画ですが、新規にオリーブ17,000本を植栽し、当面、収穫した実は九州オリーブ普及協会へ出荷され、将来的にはオリーブオイルやオリーブ関連商品の生産販売をされる予定です。植え付けにあたっては許可後にそれぞれの圃場の状態を確認した後、必要に応じて排水対策を行い、順次、作付けをされる予定です。植栽後の施肥、防除、収穫等の管理は●●●の従業員及び雇用予定作業員で対応し、その雇用についてはハローワーク等により募集、人手不足の場合は大阪や兵庫から人手を確保される予定です。

農機具の保有状況は、トラクター2台、トラック1台、ユンボ2台を所有されているほか、現地での作業にあたり、ダンプ1台、トラクター2台、草刈り機2台を購入される予定です。なお、農機具の保管につきましては、農地以外の地目に現在、倉庫があり、そこを合わせて購入し使用される予定です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

事務局 6月7日、8日に実際の●●●の営農状況がどういう風になっているか、淡路の方に、視察に行っております。

視察先として、北淡路土地改良区、淡路市農業委員会及び●●●が営農している営農地、2ヶ所を確認いたしました。

まずは、北淡路土地改良区ですが、農地所有者の高齢化等により350haの内150haが耕作放棄地となっています。そのため、企業参入を促しており、ここ10年間で23社が参入しているというところであります。そのうちの1社が、●●●でございます。

参入の経緯でございますけれど、同社の親会社である●●●が、淡路島で太陽光発電事業を行っており、同時期に地元の方からオリーブの植栽についても請け負いました。この時のオリーブの苗（イタリア産）が九州オリーブ普及協会のものであったことを契機に関わりができ、北淡路土地改良区の方に、オリーブ栽培事業に参入することとなりました。

所有者の世代交代が進んでいる・共有名義の農地がある・農地の売買価格の折合いがつかない等で所有権の移転が進んでいない農地もあるが、将来的には●●●すべてを所有する意向です。

淡路市農業委員会によると、農地取得については北淡路土地改良区の農地を平成28年12月21日～平成30年4月22日まで、3条申請を9回ほど行っており、いずれも許可されております。

淡路市は耕作地3,240haの内249haが耕作放棄地となっているため、市としても企業参入について積極的であり、企業の農地取得についても特に躊躇はないということです。

淡路においては、オリーブ参入は企業が多く、大規模でなければ採算が取れないということもありますが、個人では、いちじく栽培等に参入することが多いようです。

(ビッグパッドに写真を表示)

北淡路の、●●●の農地であります。ここは、耕作放棄により、山林化していたのを再生しオリーブの栽培を行っております。奥側のほうが山林化しておりますけども、いま手前側もこのような状況であったところを、樹木を伐採してこのようなかたちでやっております。

次は、南あわじ市でやっている所ですが、地目が当初から山林だということで、山を切り開いてやっているということでございます。ただ土地の地表を全部剥ぐというと土砂が流れていくことがあるということで全部剥がさずに植えるところだけを剥がしてやっています。所々にオリーブ以外の木が残っているのはそのせいです。こちらの方は●●●だけではなくて、グループ企業と一体となって推進

をされておられ、そちらの従業員の方も一緒に作業をされているということでございます。南あわじ市のほ場の近くに一戸建ての宿舍を所有し、泊まり込みで作業が出来るようにされています。

費用等については、淡路島の太陽光発電事業、年間約1億5,000万円の収益をオリーブ栽培事業に充てる予定であり、太陽光発電の設備ですが、建設会社ということもありまして、自社グループですべての太陽光発電事業の設備を設置することで、初期投資をかなり抑えることができ、収益が大きいということでございました。

以上でございます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

6 番 地元委員として、私も視察に行きましたけれど、立派に整地されていきました。今一番大事なのは地元ですけど、そこに●●●という大きな農事組合法人がありました。もう2年後にそこは解散、オリーブ事業が入ってくることによって売買が進みまして、法人としての事業が成り立っていかないということで、現在、従業員は既に解雇されて、2年後に組合を閉じていく段階になりつつあるということで聞いています。そして地元に残った農業者としては、約5ヘクタール以上あると思うのですが、ここでやっていくというかたちで、今は話が進んでいます、なかなか細かい詰めなどの話がないようですけど、おおまかについては、そういうかたちで検討されています。

●●●は、目の前に一望見渡すと、雄大な景色のところ、すごく立派な農業団地です。しかし生産組合自体が撤退し、そこに新たな企業が入って来ないとなると、荒れていくという非常に残念な経過をたどるわけです。そこで今回、果樹団地として甦っていくのなら、地元との協力があって、また地元の賛成があってこういう見晴らしのいい、オリーブ果樹園として育って行くのなら、この事例もいいのではないかというかたちで、私も思っておりますけれど、まだまだ通過点として地元のことも一部話し合いが残っています。

いいかたちで私としても賛成というかたちをとっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 続いて、もう1人現地確認をされている●●●さんに、ご意見をお聞きしたいと思います。

2 番 会長、●●●委員、事務局と一緒に、淡路島に行ってきましたが、私の方からは、農地の印象というものについてお話をしたいと思います。この写真を見られてもわかりますように、非常に管理が行き届いていまして、もともとは柑橘農園として、写真の手前には柑橘の古い木がそのまま植わっておりましたが、そこまできれいに刈って、行く行くは柑橘及び、他の樹木も植えて、観光の活用をしたいということでした。その近くに高台がありますけれど、そこを整地して、観光客の集えるような建物を建てるということで、この関係会社に、●●●と●●●があり、その関連会社が事業部と一緒になって建設をしているという事情でありました。将来的にはそこに建物を建てて整備して、観光客を呼び込みながらオリーブ栽培をしていく、というような夢を語っておられました。それをいま●●●の観光化として、非常に景色がいいものですからこれから先、いまの状況のように、オリーブを植えていただいて管理をきちんとされれば、非常に立派な観光農園になるのではと、期待をしたところです。印象としては、関連会社の人達は、特に建設会社ですから、重機を使っての作業は非常に手馴れたものですばらしい。うまく進んで観光地化が出来れば、地元にとってもすばらしい土地になるのではないかと印象を受けました。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

私も現地確認にいきました。議長として意見を述べることは差し控えたいと思いますが、一言だけ言わせて下さい。

地元の皆さん、●●●の●●●の皆さんの意見として、どなたも反対される方がいない、何とか賛成してもらうまでは、と言う事を聞いておられます。ただ●●●委員が言われたように、これからまだ解決していかなければならない問題も、今後、話が進んでいくなかで出てくるとは思います。これからどんどん積極的に、●●●の

方も取り組んでいかれたら、どんな問題でも解決していかれるもの  
だと思っております。

以上です

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1 1 番 寒い所でもオリーブは出来るのですか。

議 長 寒さの関係は十分耐えられます。山口県農林水産事務所農業部の  
方に聞いたら、●●●の●●●さんがすでに3～4年前に、オリー  
ブ栽培に取り組んでいらっしゃるということで、そこを見せてもら  
いました。実際に今年も、結構雪が降ったということでしたが、枯  
れる事なく育っていました。今、植栽されているところは、●●●  
の●●●というところで、土地改良してテスト栽培されており、将  
来的には●●●にオリーブ栽培を広げていこうという段階に入っ  
ているということでした。そのための苗は、●●●で作っておられま  
す。また、日本列島のかなり北の方でも、栽培が始まっているとい  
うことです。我々の感覚からするとオリーブは、温暖な小豆島の気  
候でもって出来るだろうと思っておりますが、そうではなく、寒く  
ても出来るということでした。

議 長 他にありませんか。

1 8 番 今朝、●●●土地改良区の●●●理事長とお話をしてきました。  
●●●地域としてこの●●●の土地がだんだん荒れてくると、土地  
改良区としても対処しなくてはならない。後の担い手もなかなか厳  
しいと言う事で、このオリーブを成功させて観光客で潤い地域の活  
性化そういうものに、繋げていけばという希望で、是非進めていた  
だきたいと言うような意見も聞きました。●●●の会社そのものが、  
本気で取り組む意思を、農業委員会からもしっかり指導して頂きた  
いという気持ちをもっておられます。地域はこれに賛成、可決をし  
ていただきたいという気持ちをもっていますので、そういうことを  
申し上げておきます。

議 長 はい、ありがとうございます。  
他に、ありませんか。

1.6 番 営農希望者の、農地の集約は解決済みということによろしいでしょうかね。私も個人的に契約等についての、相談を受けているところです。それについては、税理士さん等の専門の人と相談をして、話を進めてくれということ、私の方から話しました。

また、読売新聞に九州のオリーブ農園、果樹園の記事があったのですけれど、きちんとした管理をして、収益が上がるまでの、年数がかかりかかるといふ事です。●●●でのオリーブという新しい品種の栽培という事で、前向きに考えていくといふことは大変いいことだと思っております。ただ農園の管理が、きちんとされたらいいのではないかと思います。参入企業として、営農計画や資金計画についてきちんと説明、確約されるかの確認をしないといけないと感じております。

議 長 特に資金の問題です。これほど大きな事業を他府県から来て始めようとするからには、相当の覚悟をもって、大きなリスクを背負って大変だろうと、本当は、国か県か市の補助金目当てで、目当てと言っておかしいですが、補助金を探ると思うのですが、この事をはっきり●●●さんにお尋ねしました。先ほど事務局から答えたように、太陽光発電で毎年、約1億5,000万円の収入があるのでそれを充てる。これまで色々な事業をしてきていますけれど、これまで借入や補助金等は一切なく、自己資金で全部やってきましたというお答えでした。管理も書面で営農計画が出ていますが、私から見るとまだ少し不備な点があるかなという懸念をもって、現地確認に行くときに思ったのが、われわれが現地を確認に行くといふ事を向こうが察知してあわてて草を刈って用意されているのかなといふふうな懸念をもって参りました。ところが行って見て驚いたのが、小さな柑橘園のような管理がされておりました。●●●さんに、このようなきちんとした管理をもって、●●●の果樹園も、取り組んでほしいということもお話しましたが、そのつもりでおるといふようなお答えでございました。こうなってくると確認も書面にいくら謳ってもこれは単なる紙切れであって、あとは本人が本当にやるかどうかと、その意志が問題と思ひます。

今のところ現地を確認した、あるいは関係者からお聞きした、これなら大丈夫だろうなという印象を持った心境であります。

以上です。

議 長 その他ございませんか。大変大きな案件ですけどよろしゅうございますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項から第29項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項から第29項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題に供します。

第1項と議案第30号第4項は関連がありますので、一括での説明をお願いします。

事務局 議案第29号第1項及び、議案第30号第4項についてご説明いたします。

議案は29号については32ページ、30号については35ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

6月4日に、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約1km、第1種住居地域の宅地化が進行した地域に位置する小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

29号第1項申請地は、大字●●●番、登記地目は畑、面積13㎡、併用地80.14㎡と合わせて全体面積93.36㎡を進入路とするもので、議案第30号第4項申請地は大字●●●番、登記地目は畑、面積90㎡、併用地140.95㎡と合わせて全体面積230.95㎡に、美容院の店舗1棟と来客用の青空駐車場3台分を

整備するものです。

●●●番及び●●●番の所有者は●●●の持分4分の1●●●さんと持分4分の3●●●さんで、30号第4項の転用者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、議案第30号の転用者の●●●さんは、娘さんが経営する美容院が県道の建設に伴い立ち退きとなったため、新たに店舗を建築するため父親の●●●さんが土地を購入し、娘に使用貸借で貸し付けることとしたものです。これに伴い、所有者の●●●さんは議案第29号・30号申請地の奥にある自身の所有農地へ入ることができなくなるため、進入路を整備するものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は所有者の畑、西側は宅地、東側は雑種地と宅地に接し、南側は道路に接しており問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

美容院の店舗については国道沿いのこちらへ建築し、奥へ3台分の駐車スペースを設けます。こちらが奥の畑へ行くための進入路になります。

用排水計画ですが、雨水はため柵から既設排水溝へ流入、汚水は公共下水道へ流入させるため適当です。

被害防除計画ですが、地ならしして上部は真砂土を敷き詰め、西側と東側の宅地との境界には既存コンクリートブロックがあるため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

1 6 番 この件について、6月4日事務局と私とで現地調査をいたしまし

た。説明については事務局の言われるとおりで、周辺は農地がなく、残った土地は売買される人の農地しかない。仕方ないことだと思いますが、残った農地についても、荒れて木が生え放題になっている感じがします。将来的には面積的にも少ないことから農地としてではなく、何れ宅地になるのではないかと思える節があって、ただ少しは、きれいにして欲しいということをお伝えいたしました。この土地についても、宅地になれば荒れたところもなくなるという事で、適当だという事と、私も思っております。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項と議案30号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項と議案30号第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 議案第29号第2項についてご説明いたします。  
議案は32ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

6月4日に、会長、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約1.4km、第1種中高層住居専用地域のアパートや事業所が点在する地域に位置する小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、登記地目は田、面積717㎡、転用者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、申請地の近隣に本店を有する、●●●から、資材置場が不足しており貸してほしいとの申し出があったため、これに応じて資材置場・駐車場として整備し貸し付けるものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側は事業所の敷地・駐車場となっており、南側は宅地及び道路、北側・西側が樹園地と接していますが、隣接農地承諾書が提出されています。

(ビッグパッドに配置図を表示)

こちらの道路から申請地に進出し、西側には事業所の車両等の駐車スペースを設け、東側には残土置場、廃材置場、真砂土置場、碎石置場を設けます。

用排水計画ですが、雨水は、地面の舗装等を行わないため自然流下で地下浸透、汚水は流出しないため適当です。

被害防除計画ですが、整地を行い、東側は土羽の状態、南側には宅地との境界にフェンスが設置されており、北側・西側の農地との境界には2段積の土留め用ブロックを設置するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

1 4 番 6月4日事務局と、会長と、私と、推進委員の5名で現地の確認をしております。説明のとおりでありますけれども、周りはすべて住宅地となっております。大東建託の建物があったり、以前は水田として、今は荒廃地となつてかなりの背丈の草があり、長い間手入

れをしていない感じが見うけられました。隣は、樹園地で梅の木がありました。今回の場所が、建物が建つものではありません。駐車場と資材置場ということで、周りに影響はないと思いますし、承諾書も出ていることだし、適当ではないかと思います。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題に供します。事務局から1項の説明をお願いします。

事務局 議案第30号第1項についてご説明いたします。  
議案は34ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

6月4日に、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西へ約1.3km、第1種低層住居専用地域の宅地化が進行する地域に位置する小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、登記地目は畑、面積992㎡、所有者は●●●の持ち分2分の1●●●さん外2名で、転用者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、申請地の隣接地には、転用者が役員をしている

●●●が運営する住居型有料老人ホームが4月からオープンしており、今後入居者が増えるとともに従業員等の駐車場が不足することから、申請地を買い受けて駐車場として整備し、医療法人に貸し付けるものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は道路と雑種地、西側・東側は宅地、こちらの東側の方に老人ホームが建設されています。南側は新堀川に接しており、農地はないため問題はありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

こちらに●●●の老人ホームがオープンしています。老人ホームの敷地と申請地とは1 m程度の段差がありますので、ここに駐車場への進入口を設けます。

用排水計画ですが、雨水は、地面の舗装等を行わないため自然流下で地下浸透、汚水は流出しないため適当です。

被害防除計画ですが、造成等を行わず、整地のみのため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

1 6 番 6月4日事務局と、私と、推進委員の方とで、現地調査をいたしました。説明のあったとおりでございますけど、今の地図の細長い部分ですが、荒れてフェンスが見えないくらい藪になって、駐車場のスペースについては、荒れて草が生えているというふうな状況で、川側のほうについては護岸工事が終わっているので、少しは見られるという状況です。北側には市営住宅があるようなところで、老人ホームの駐車場が狭いという事で、荒れるよりは良いと思えるので、

残った土地が、川側の部分についても何れ宅地にされるというような状況のところであります。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 議案第30号第2項についてご説明いたします。  
議案は34ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

6月4日に、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東へ約600m、第1種住居地域の宅地と農地が混在する地域に位置する農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積561㎡外2筆、合計面積は2,318㎡です。所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者が申請地を買い受けて、太陽光パネル324枚、パネル面積529.78㎡、パネル水平投影面積521.76㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備を設置するもので、転用者は再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けています。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側は宅地と中国電力の鉄塔が建っている雑種地と田、北側は宅地と畑、東側は畑に接し、南側は道路に接しています。すべての農地の所有者から隣接農地承諾書が提出されています。

(ビッグパッドに配置図を表示)

太陽光パネルをこのように設置し、管理用通路、作業車両のための駐車スペースと物置を設置します。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で地下浸透、汚水は流出しないため適当です。

被害防除計画ですが、造成等はいりませんが、整地を行い、土砂の流出等のおそれはなく適当です。また、パネルの周囲には高さ約1.5mのフェンスを設置します。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

1 6 番 6月4日、地元の推進委員さんと私、事務局と4名で、現地調査をいたしました。現地は、説明のあったとおりでございますが、東側は、何も植えていない状況、おこしたままのきれいな状態で、現地につきましても、だいたい柑橘などの残りが一箇所ありますが、柑橘などが荒廃されたような場所でございます。柑橘自体は30～40年くらいの木かなと思えるくらいのもので、うっそうと藪になっておりました。周囲の農地につきましても、承諾書が出ていることから、この近辺は宅地化されているところでございます。そのなかで太陽光発電設備の設置ということで、きちんとされれば荒廃が進まないのではないかと、市内が荒れるよりはと思ひ承認いたしました。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 太陽光発電設備の設置、萩は久しぶりでございますが、ご意見ございませんか。

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 議案第30号第3項についてご説明いたします。  
議案は34ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

6月4日に、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約900m、第1種中高層住居専用地域の宅地と農地が混在する地域に位置する小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積202㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は同じく●●●の、持ち分2分の1●●●さんと持ち分2分の1●●●さんです。

転用目的ですが、現在、転用者の●●●さん夫婦は子供とともに、親である●●●さん夫婦と同居していますが、子供の成長に伴い、将来は住居が手狭になると考え、このたび、両親の居宅にも近い、父の所有地である申請地を買い受けて、自己用住宅を建築するもの

です。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、所有者の農地を分筆して住宅敷地とするもので、北・東・西側は申請者の畑、南側は道路に接しており、問題はありません。道路の向かい側に、●●●さんと●●●さんが現在住んでいる居宅がございます。

(ビッグパッドに配置図を表示)

こちらが自己用住宅の配置図です。南側の道路に向かって3台分の駐車スペースを設けます。自己用住宅の建ぺい率は33パーセントです。

用排水計画ですが、雨水は溜枳を設置し道路側溝へ流し、汚水は合併浄化槽を設置し同じく道路側溝へ流します。

被害防除計画ですが、造成等を行わず、整地のみのため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

1 6 番 6月4日、●●●推進委員と私、事務局と4名で、現地調査をいたしました。内容的には、説明のあったとおりでございますが、周囲に、農地が残るということでございます。

北側のほうの、少し出っ張ったところに雑木といいますか、大きな木が生えていて農地ではないような状況になっています。宅地にされる予定のところは、草が生えている状態で、木は生えてはおりませんでした。あと残りを農地らしくきちんと整備し直してほしいと、意見を言いまして、この地域は水害が来るたびに、水没する場所というところで埋め立ててもいいですからという意見も推進委員

の方から参考までにといいまして、それはそのまま置かれるような事ですが、その辺を少し心配しております。相手の状況については、そういうところです。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 ちょっと説明をしておきますが、一つ戻ります。第2項の太陽光発電の説明でございますが、畑の総面積が2,318㎡、そしてパネル水平影面積521.76㎡ということで、農地は2反3畝あるのに5畝だけを使うという内容でございます。これは、県の常設審議委員会でも非常に問題になっておりまして、何ぼならいいのかという基準がはっきり出ておりません。例えば、山陰で設置したような場合、日照条件が悪いということでこれ以上、水田なり農地面積が大きいにも関わらず500㎡前後のパネルを設置するという例もあります。今回の場合、自己用住宅の建ぺい率の基準である22%を超えていることから、22%をオーバーするというので、適当ではないか。山陰という事で日照条件が、山陽に比べると悪いので、今後こういった問題が出てくるかもしれません。なお、山陽側では毎月こういった49kwクラスが、10件程度出ています。しかも他県から山口県に来て、特に田舎の方、地価の安いところに集中的に太陽光発電が出来ているようです。

議 長 第5項の説明をお願いします。

事務局 議案第30号第5項についてご説明いたします。  
議案は35ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

6月4日に、●●●委員さん、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約1km、●●●農業振興地域整備計画に定められた農用区域内農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも田、面積1,368㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●番地、●●●株式会社、代表取締役●●●さんです。

転用目的ですが、一般国道490号小郡萩道路の改良工事に伴い、工事を請け負っている建設会社が現場事務所・資材置場・仮設道路を設置するもので、平成31年3月31日までの一時転用で、事業完了後は農地を現状回復する旨の誓約書が添付されています。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側・南側は道路に接しており、東側は申請者の●●●さんの畑で、北側に田がありますが、隣接農地承諾書が提出されており問題はありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

こちらが土地利用計画図です。道路工事はこちらで実施されますが、こちらの農道がつぶされることになっているため、迂回路として仮設道路を設置します。表土置場、車両駐車スペース、現場事務所、仮設トイレを設置します。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は、し尿については汲み取りを行うため適当です。

被害防除計画ですが、表土をはいで1mの盛土を行い整地するもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

その他としまして、農用区域内農地の一時転用であるため、市農林振興課から農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない旨の意見書が提出されています。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願ひします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願ひします。

1 3 番 6月4日に事務局3名、●●●委員、●●●委員、私と6名で、現地確認を行いました。内容につきましては、事務局の方から説明されたとおりです。現在、皆さんご存知のとおり●●●地域は、小郡・萩道路の建設を行っております。そのため田が、約5町くらい潰れるそうです。それで今回、●●●さんが、現場近くの田を借りる場所を探しておられましたが、たまたま●●●さんが、今回道路にかかっていないということで、お願ひに行かれたそうです。昨年は使っておられたのですが、今年はまだで、3月31日までの9ヶ月間ですけれども、終わった後は、必ず田に戻すという確約のもとで、貸してあげるということになりましたので、ご審議の程、お願ひいたします。

議 長 一時転用ということですが、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第31号「別段面積の設定について」を、議題に供します。事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第31号のご説明いたします。

37ページにありますとおり、萩市全体の下限面積を、30アールと提案するものです。

萩市農業委員会は、「農業委員会の適正な事務実施について」（農林水産省経営局長通知）により、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することになっております。

30アールと提案した理由について説明します。

農業従事者の減少、高齢化等で遊休農地も増加し深刻な状況の中、意欲のある「新規就農者等」を受け入れ、耕作放棄地の解消と発生未防止に役立て、農地の保全及び有効利用を図るため、平成26年6月より、萩市では下限面積を30アールとしています。

38ページにある「経営耕地面積10アールきざみ総農家数」は、平成30年6月1日付けで萩市農業委員会の農家台帳システムからデータを引き出したものです。萩市に住民票をおいている農家戸数を10アールきざみで表しています。

左に地域名があり、そして地域の農家戸数があります。萩市の合計では、5,601戸になっています。昨年と比較すると123戸減少しています。

次に、10アール未満から、10アールきざみで50アールまで表示し、最後は50アール以上としています。

この表の下段に10アール未満は27%、20アール未満が39%、30アール未満が48%、40アール未満が55%、50アール未満が60%となっています。

根拠についてですが、平成21年の農地法改正で、知事判断から各農業委員会での判断で、下限面積の設定変更が可能となったものです。

39ページの農地法第3条の抜粋をごらんください。農地法第3条の第2項にあるのが要件の中の、主な5つを紹介します。

第1号が、「全部効率利用要件」で、申請地も含め全ての農地を効率よく耕作できるかということ。

第2号が、「農地所有適格法人要件」で、法人の場合は農地所有適格法人であることが必要です。

第4号が、「農作業常時従事要件」で、原則年150日以上は従事しているかということ。

第5号が、「下限面積要件」で、「5反要件」というものです。

第7号が、「地域との調和要件」で、取得した土地周辺の農家さんともめないこと。

この内の5号が根拠となります。括弧書きに「農業委員会で決めてもいい」とあります。

次に、下限面積の決める具体的な基準が、40ページの「農地法施行規則の第17条」の別段の面積の基準です。

17条第1項の第3号において、「設定区域内において、定めようとする面積未満の農業者の数が、当該設定区域内の農業者の総数のおおむね100分の40を下らないよう算定する。」とあります。40%を下らないようにするが基準となります。

以上の根拠によりまして、38ページに戻ります。表の下段にありますように、萩市全域において農家総数の40%を下らないようにする規定の「施行規則第17条第1項の第3号」で行くと「30アール未満の農家数2,710戸」で農家割合が、「48%」となっておりますので、今回も30アールが適当として提案したものです。

参考までに、これにより平成26年6月から本日まで、30アールに下げたことにより農地法第3条の許可がなされた案件は、平成26年11月、平成27年3月・7月と平成28年1月・7月・10月 平成29年3月・6月(2件)・7月・9月(3件)・10月・12月 平成30年2月・3月・5月と今月の1件を含め19件ありました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

要するに、農地を持っていない人が農地を求める場合、これまで5反以上でないと求められなかった。最近の傾向としてどんどん土地が上がっていく、あるいは中には農業をやってみたいという人が、持てるように配慮がございまして、30アール以上それによ

て求められた農地を先ほど発表があったように解決ができています。状況でございます。

これまで国の方には50アールという規定をとりましたが、今後は、農業委員会で決めてもいいよという事で、萩市においては、平成26年から30アールとしております。そういうことですが、ご質問は、ありませんか。

(発言なし)

議長 それでは採決いたします。議案第31号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり承認いたしました。

(報告事案一)

議長 議案第32号「農業振興地域設備計画の変更に係る意見書交付について」を、議題に供します。

第1項についてご説明をお願いします。

事務局 議案第32号第1項についてご説明いたします。  
議案は42ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

届出地は、●●●から南西へ約1.1kmの農振農用地区域内にある農地で、転用目的は、一般国道490号、小郡萩道路の改良工事に伴い、●●●株式会社が送電用鉄塔1基の移設を行うものです。

電気事業者が送電用工作物を設置するために必要な土地であり、農用地区域の末端に位置し、周辺農地への進入路も確保されていることから、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ない旨の意見書を交付しています。

以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言が無いようですので、以上で議案第32号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第33号「現況確認書の交付について」を、議題に供します。第1項から第3項まで一括して、事務局より、説明をお願いします。

事務局 議案第33号についてご説明いたします。  
議案は44ページからです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から北西へ約1kmに位置する●●●番、登記地目は畑、面積89㎡外1筆、合計660㎡で、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和31年に土地を購入後、●●●番は建物の増改築を行い、現在は木造瓦葺平家建の居宅と物置が建っており、●●●番は家屋の庭として、花壇・花木・庭木等が植栽され庭園となっている。

6月4日に●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行ったところ、申立てどおり、●●●番には居宅と物置が建っており、●●●番は庭として住宅敷地と一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第2項申請地は、●●●から東へ約2 kmに位置する●●●番、登記地目は畑、面積262㎡、外2筆、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和60年頃から宅地の一部として利用され現在に至っています。

6月5日に●●●委員さんと事務局とで現地調査を行ったところ、申立てどおり、住宅敷地の一部として一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

続きまして、議案は45ページです。

第3項申請地は、●●●から南西へ約1.7 kmに位置する大字●●●番、登記地目は畑、面積26㎡外4筆、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は法人の組合員が取得したもので、現在は農事組合法人●●●の事務所の敷地として利用しています。

6月5日に●●●委員さんと事務局とで現地調査を行ったところ、申立てどおり、木造平家建の事務所及び倉庫の敷地の一部として一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第33号の報告は終わります。

議長 以上におきまして、本日の議案、審議を終了いたしました。今回、●●●の大きな3条案件がございましたが、審議のうえ可決していただきました。特に●●●の立派なオリーブ園に育てていただいて、地域の発展あるいは、環境の保全に尽くしていただきたい思いでいっぱいでございます。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了  
いたしました。

これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時55分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

平成30年6月19日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄

委員 原川 久美子

委員 矢次 利典